

平成二十七年七月十日受領
答弁第三〇〇号

内閣衆質一八九第三〇〇号

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出「ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道に関する質問主意書に対する政府答
弁」に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出「ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年六月十九日内閣衆質一八九第二六九号）一についてで答えたとおりであるから、お尋ねの答弁書を起案した者について、その官職氏名を明らかにする必要が
あるとは考えていない。

二について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年六月三十日内閣衆質一八九第二八一号）二についてで
答えたとおりである。